



規 則

鳥取縣規則第十四號

鳥取縣兒童相談所規則を次のように定める。

昭和二十三年三月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣兒童相談所規則

第一條 兒童福祉法の定めるところに従つて兒童の福祉増進について相談に應じ又は兒童の養育の鑑別を行い兒童の保護育成に適正な指導をなすため鳥取市米子市及び必要な地區に縣立兒童相談所（以下相談所と稱する）を設置する。

第二條 相談所には次の職員をおく。

所 長（相談員業務）

鑑別員

若干名

昭和二十三年三月二十三日  
第一千八百九十三號

火 曜 日

本署、大サハ國定規格A列5

指導員

若干名

書記

若干名

看護婦その他雇傭人 若干名

第三條 所長は所務を掌理して所屬職員を指揮監督する。

第四條 職員は所長の指揮を受けて相談、鑑別その他の所務に従事する。

第五條 所長はその管轄區域の兒童福祉司及び兒童委員と常に連絡を保つと共に必要な調査を隨時委嘱するこゝとが出来る。

第六條 相談所の管轄區域は前これを定める。

第七條 相談所の山鳥取市に設置するものを中央相談所とし縣内の相談所を援助するともその連絡調整を圖るものとする。

第八條 中央相談所長は縣内の相談所長に對し必要な事務を報告させるものとする。

第九條 中央相談所には一時児童保護所(以下保護所と稱する)を併設して、未鑑別の児童等を一時收容保護するものとする。

第十條 保護所には次の職員を置く。

所長(指導員兼務)

指導員

若干名

書記

若干名

炊事婦その他雇傭人

若干名

第十一條 所長は所屬相談所長の監督を受け所務を掌理する。

第十二條 職員は所長の指揮を受けて児童の一時收容保護その他所務に従事する。

第十三條 相談所及び保護所の處務細則その他所内の規定は相談所長が縣と協議してこれを定める。

第十四條 この規則施行に必要な事項に關しては中央相談所長が縣と協議してこれを定める。

附 則

この規則は昭和二十三年三月二十五日からこれを施行する

鳥取縣規則第十五號  
災害復舊耕地事業補助規程第二條中但し書を次のように改める。  
昭和二十三年三月二十三日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣告示第二百一十一號  
昭和二十二年度鳥取師範學校男子部、女子部本科卒業生たる左の者に對し學校教育法施行規則第九十九條第十號、第一百一條第四號及び第四百四條第三號の規定により小學校、中學校及び幼稚園の教諭假免許狀を有する者とみなすものに指定する。  
昭和二十三年三月二十三日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

男子部卒業生

新 正雄	足立 和	足立 進
稻田 穎吾	井上 宣胤	漆原 寛
大田 聰	生越 昭吉	大平 晃
勝部 治	河田 耕作	川元 定治
金光 猛	河村 潔	熊澤 嘉造
小谷 勳	小谷 巖	坂根 忠壽
佐々木 誠	品川 誠	杉谷 昌己
谷口 保	田中 昶	田村 彰
竹中 昭二	坪倉 寛	津村 武
寺崎 誠二	中原 義之	中島 正彦
中野 昭作	中村 喜彦	西川 祐二
野村 文郁	林 正夫	福田 稔
松田 和典	三谷 昭夫	水谷 博臣
村尾 榮	山本 亮一	山本 集睦
安出 昭三	山崎 政人	横山 静男
岩永 恒之	稻村 博	岩船 義治
生田 忠良	漆原 好照	岡田 渥美

大島 昇	大坪 貞夫	龜本 巖
河村 武夫	北村 明實	國塚 秀行
小澤 壽視	小谷 辰彦	齊藤 誠士
重山 幸人	杉本 晴信	田中 健一
田中 進	瀧尾 和信	達磨 鐵雄
寺谷 隆	土井 忠成	龜田 稔雄
富山 浩之	長尾 寛	中尾 義宏
南葉 清	永原 樹	野島 初盛
濱田 淳一	畑田 茂天	櫃田 正裕
福田 博	三谷 一明	森原 美登
本池 宗雄	森岡 保治	山本 實
山本 義重	山名 巖	米澤 峯男
米谷 勘一	渡部 俊彦	安藤 直一
伊田 猛	井村 和夫	井之上 欣一
岩田 專	岩田 康成	奥谷 昭
奥谷 博義	桶川 晃一	狩野 典弘
門脇 作重	川上 明敏	木下 忠雄
岸本悠基夫	篠村 昭二	杉原 寛

田中 昭彦	高田 忠昭	竹内 壽
谷口 博	竹本 輝男	綱本 宏
中原 登昌	中島 芳登	西口 義人
西村 昭人	西村昭次郎	西村 武夫
花井 清	長谷川辰美	濱田 幸夫
福山 繁雄	藤本 邦彦	船越 芳次
法橋 清	前田 修	前田 明
藤本喜代治	八司 後	山根 春由
山本 茂	和田 正彰	
女子部卒業生		
荒尾 貞子	稻葉 茂子	岩成干賀子
井本 啓子	梅實美恵子	隠岐 久枝
北村 澤子	木村倭文子	久城 仁美
小杉 澄子	小谷 藤子	小林 慶子
坂本 一枝	坂本登志子	佐々木とき代
霜村 照子	須崎智恵子	砂本 幸子
竹下 照香	坪倉方龜子	長岡千鶴枝
西尾 桓子	西村 江	西山すみゑ

長谷川 環	濱田 嘉枝	原 喜美
福田さか江	福成 暢江	藤田 堯子
前田 町子	牧野 禮子	三島恵美子
宮田美津子	村田 淑子	森脇 範子
矢田谷 翠	山根 園江	山本 昭子
山元 君子	吉澤 愛子	浦島 彌生
朝倉 定子	足立 榮子	井上 喬子
岡村 禮子	大谷 君枝	小倉多賀子
川口美智恵	川端登喜子	河本 澄子
木村 悦子	木村 君江	小林 治子
下地美穂恵	塩 幸子	清水つや子
角 恵子	瀬尾 益子	田口てる子
田村 文子	豊島 悦子	豊島悠紀子
豊田 梅野	長谷 靖子	中原 貞子
中村 節子	永代千加子	林 照枝
林 百合子	平井 貞恵	三浦 春子
三浦李津子	三宮喜美枝	村田 延子
森岡 啓子	安場喜美子	山浦 阜

鳥取縣告示第百二十三號  
 はぜの實需給調整規則第二條による、はぜの實の集荷人を次のように追加指定する。  
 昭和二十三年三月二十三日

山形 秀子	山添 敏子	山本 和子
山本 清子	山本美代子	湯淺 幸子
米原 昌興	渡邊 典子	渡部 睦枝

指定集荷人  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住所 氏名

東伯郡大誠村大字西園 石田 正  
 同 倉吉町河原町 牧田 正温  
 同 浦安町金市 小豆 澤 敏

昭和二十三年三月二十三日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百二十四號  
 昭和二十三年度の鳥取縣農業技術員養成所に入所すべき農業練習生は左の要項によつて募集する。  
 昭和二十三年三月二十三日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、名 稱 鳥取縣立中央兒童相談所
  - 一、所在地 鳥取市西町
  - 一、管轄區域 鳥取縣下一圓
- 鳥取縣農業技術員養成所農業練習生募集要項
- 一、養成の目的  
 本縣の農業指導に従事する優秀なる農業技術者を養成する。
- 一、養成課程  
 農業汎論、作物汎論、栽培育種、普通作物、轉用作物、品種改良、蔬菜園藝、果樹園藝、土壤肥料、農機具、植物、病理、農業昆虫、農畜産加工、植物生理、畜産

鳥取縣告示第百二十三號  
 昭和二十三年三月鳥取縣規則第十四號鳥取縣兒童相談所規則による縣立兒童相談所を次の通り設置して昭和二十三年三月二十五日から業務を開始する。

00919

大意、農業氣象、農業經濟、農業經營、蠶業大意、農業土木大意、農政、農業關係法規、調査研究、實務訓練、農業簿記、其の他必要と認めたるもの

一、修業年限 二ケ年

一、入所資格

品行方正、身体強健、志操堅實なる努力家にして左の各款の一に該当するもの

- (一) 前甲種農學校卒業程度以上の學力を有するもの
- (二) 前乙種農學校又は青年學校本科農業卒業程度以上の學力を有するもので農事試験場又は修養農場等で一年以上の訓練を受けた者
- (三) 前項第二號の訓練を受けなくても農業に従事するもので當所の詮衡を経た者

一、募集人員 三十名以内

一、入所試験

- (一) 科目 數學 舊甲種農學校卒業程度  
農業 面接
- (二) 期日 三月三十日午前八時三十分
- (三) 場所 鳥取市吉成 鳥取縣立農事試験場  
米子市旗ヶ崎 同 西伯分場

一、志願手續

志願者は別紙の志願書に自筆の履歷書並に學校成績證

明書及校醫の診斷書を添付し三月十五日までに所長宛提出すること。

一、練習生は縣内居住の公民一人を保證人として別記の保證書を所長へ提出する

一、合宿設備

合宿設備は目下修理中にて收容出来ないので合宿を希望する者は當分の間通學可能な地域にて下宿することが望ましい

一、修業中の特典

(一) 練習生には別に定める豫算の範圍内において手當を支給する

(二) 授業料は徴收しない

一、農林省農業技術員依託生であつても本科に希望する者は受験を要す

○鳥取縣告示第百二十五號

動力概摺業免許證を次の者に下付した。

昭和二十三年三月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號 住 所 氏 名 生年月日

一七一五 東伯郡高城村下 米田 勇 大正三、十二、十三  
米積五番屋敷

昭和二十三年三月二十三日即應

昭和二十三年三月二十三日發行

鳥取縣公報

昭和二十三年三月十五日

發行

鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印刷所